

議案第91号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片山善博

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在し

ない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 略</p> <p>（6） 略</p> <p>（7） 略</p> <p>（8） 略</p>	<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>運転免許技能試験手当</u></p> <p>（5） 略</p> <p>（6） 略</p> <p>（7） 略</p> <p>（8） 略</p> <p>（9） 略</p>

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(犯罪予防・捜査手当)

第3条 犯罪予防・捜査手当は、職員が犯罪の予防、捜査又は被
疑者の逮捕の作業のうち、心身に著しい負担を与えると人事委
員会が認めるものに従事したときに支給する。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(犯罪予防・捜査手当)

第3条 犯罪予防・捜査手当は、職員が犯罪の予防、捜査又は被
疑者の逮捕の作業に従事したときに支給する。

2 及び 3 略

(警ら手当)

第 4 条 警ら手当は、職員が警ら活動中に犯罪の予防又は検挙、
事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者
への職務質問、市民に対する保護その他の作業のうち、心身に
著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したとき
に支給する。

2 略

(犯罪鑑識手当)

第 5 条 犯罪鑑識手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が犯罪鑑識のための証拠の採取又は鑑定の作業のう
ち、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに
従事したとき。

(2) 略

2 及び 3 略

(警ら手当)

第 4 条 警ら手当は、職員が警ら活動中に犯罪の予防又は検挙、
事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者
への職務質問、市民に対する保護その他の作業に従事したとき
に支給する。

2 略

(犯罪鑑識手当)

第 5 条 犯罪鑑識手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が犯罪鑑識のための証拠の採取又は鑑定の作業に従
事したとき。

(2) 略

2 略

第6条 削除

(交通捜査取締手当)

第7条 交通捜査取締手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が交通事件又は交通事故の捜査の作業のうち、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したとき。

(2)及び(3) 略

2 略

(運転免許技能試験手当)

第6条 運転免許技能試験手当は、職員が道路上で行う自動車の運転免許技能試験の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき230円とする。

(交通捜査取締手当)

第7条 交通捜査取締手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が交通事件又は交通事故の捜査の作業に従事したとき。

(2)及び(3) 略

(4) 職員が前2号に掲げる作業以外の交通取締作業のうち、
心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事
したとき。

2及び3 略

(航空手当)

第15条 略

2 前項第1号の作業に従事した場合における同項の手当の額
は、職員が作業に従事した月1月につき、次の各号に掲げる職
員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)及び(2) 略

3 第1項第2号の作業に従事した場合における同項の手当の額
は、職員が作業に従事した時間1時間につき、次の各号に掲げ
る作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)~(3) 略

(4) 第1項第2号工の作業 600円

(4) 職員が前2号に掲げる作業以外の交通取締作業に従事し
たとき。

2及び3 略

(航空手当)

第15条 略

2 前項第1号の手当の額は、職員が作業に従事した月1月につ
き、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に
定める額とする。

(1)及び(2) 略

3 第1項第2号の手当の額は、職員が作業に従事した時間1時
間につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該
各号に定める額とする。

(1)~(3) 略

(4) 第1項第2号工の作業 300円

4 前項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる作業に従事した場合における第1項の手当の額は、前項に定める額にその額の100分の100（当該作業が日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては、100分の150）に相当する額を加算した額とする。

(1)～(4) 略

5 前2項の規定にかかわらず、職員が日没時から日出時までの間第1項第2号の作業に従事した場合（前項に掲げるものを除く。）における第1項の手当の額は、第3項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算した額とする。

（併給禁止）

第24条 同一の日において、次に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあってはこれらの手当のいずれか、手当の額

4 前項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる作業に従事した場合における第1項第2号の手当の額は、前項に定める額にその額の100分の100（当該作業が日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては、100分の150）に相当する額を加算した額とする。

(1)～(4) 略

5 前2項の規定にかかわらず、職員が日没時から日出時までの間第1項第2号の作業に従事した場合（前項に掲げるものを除く。）における第1項第2号の手当の額は、第3項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算した額とする。

（併給禁止）

第24条 同一の日において、次の各号に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあってはこれらの手当のいずれか、手

が最も高いものが2以上ある場合にあつては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。)のみを支給する。

(1)~(9) 略

(10) 身辺警護手当

(11) 海外犯罪情報収集手当

(12) 銃器犯罪捜査手当

当の額が最も高いものが2以上ある場合にあつては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。)のみを支給する。

(1)~(9) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する作業に従事した者に対する特殊勤務手当の支給については、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。